

# 大規模災害対応マニュアル

平成29年12月

学校法人愛知医科大学（防災チーム）

愛知医科大学防災管理規程において、火災、地震等の非常事態に対処するため、自衛消防隊を置くこととなっており、自衛消防隊に関し必要な事項は、消防計画に定められています。

自衛消防隊には、病院部門の医療チームと大学及び法人本部の防災チームに区分されています。

この大規模災害対応マニュアルは、防災チーム版として、地震防災対策について消防計画に定められた事項を中心に参考資料等を活用しマニュアルとしてまとめたものです。

# 大規模災害対応マニュアル 目次

1	作成の目的	1
2	東海地震と防災	2
(1)	東海地震とは	2
(2)	東海地震発生時の切迫性	3
(3)	地震の予知とは	4
3	災害種別とその対応	5
4	初動時の行動計画	6
(1)	東海地震注意情報の発表があった場合の行動計画	6
①	勤務時間中	6
②	勤務時間外	8
(2)	警戒宣言が発令された場合の行動計画	9
①	勤務時間中	9
②	勤務時間外	13
(3)	突発的に地震が発生した場合の行動計画	14
①	勤務時間中	14
②	勤務時間外	18
	【参考】その時、大学は	20
5	災害対策本部・自衛消防隊の組織及び役割	21
(1)	災害対策本部	21
①	設置基準	21
②	機能	21
③	組織	22
④	時間外臨時本部長の担当順位	22
(2)	災害対策室	22
①	機能	22
②	組織	22
(3)	自衛消防隊の班編成及び役割	23
	【資料・様式】	
	・緊急連絡表（時間内・時間外）	26
	・緊急連絡網	28
	・避難場所配置図・避難所図	29
	・関連機関等連絡先一覧表	31
	・各種報告書作成提出一覧表	32
	・職員参集状況報告書	33
	・施設被害状況報告書	34
	・患者状況報告書	35
	・学生状況報告書	36
	・警戒宣言記録	37
	・受発件記録簿	38
6	消防庁防災マニュアル（震災対策啓発資料抜粋）	39
7	日頃の備え	43
(1)	ライフライン	43
(2)	災害備蓄品	44
(3)	安否確認メール	45
(4)	災害用伝言ダイヤル	46
(5)	アクションカード	47

# 1 マニュアル作成の目的

平成24年8月に内閣府中央防災会議は、駿河湾から四国沖に延びる海溝「南海トラフ」沿いで、東日本大震災と同じマグニチュード9級の地震が発生した場合の被害想定を公表した。

今回の被害想定にあたっては、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いに発生する東海・東南海・南海3連動地震の最大クラスの地震・津波を推計した。

愛知県内の震度は大半が震度6強か震度7となり、長久手市は震度6強と想定された。

気象庁によれば、震度6強は「はわないと歩けず、飛ばされることもある。固定していない家具は倒れるものが多くなる」、震度7は「耐震性の低い木造建築、鉄筋コンクリートは倒れるものが多くなる」と定義されている。

愛知県内の被害想定は、東海地方が大きく被災するケースで、全壊棟数は最大約388,000棟、死者数では最大約23,000人と想定されている。

## 【東海地方が大きく被災するケース】

全壊棟数（地震動：陸側ケース、津波ケース①、冬18時、風速8m/s）

(棟)	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県	約243,000	約23,000	約2,600	約400	約119,000	約388,000

死者数（地震動：陸側ケース、津波ケース①、冬深夜、風速8m/s、早期避難率低）

(人)	建物倒壊	うち屋内収容物 転倒落下	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県	約15,000	(約1,300)	約6,400	約50	約1,800	約23,000

(平成24年8月29日中央防災会議資料より)

中央防災会議は、しっかりとした対策を講ずれば想定される被害も大きく減少することは明らかであり、ハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要であるとしている。

いつか必ず来る大規模地震に備え、まず地震のことを知っておくことから始め、いざという時にとるべき行動の基本的な考え方と日頃からの備えとして知っておきたいことをマニュアルとしてまとめることとした。

災害はシナリオどおりには起きない。いざという時には臨機応変に対応することが望まれる。このマニュアルも一つの参考として一人ひとりが具体的な行動計画を立て、お互いに協力することにより、大切な生命・財産の被害減少に役立てていただきたい。

## 2 東海地震と防災

### (1) 東海地震とは

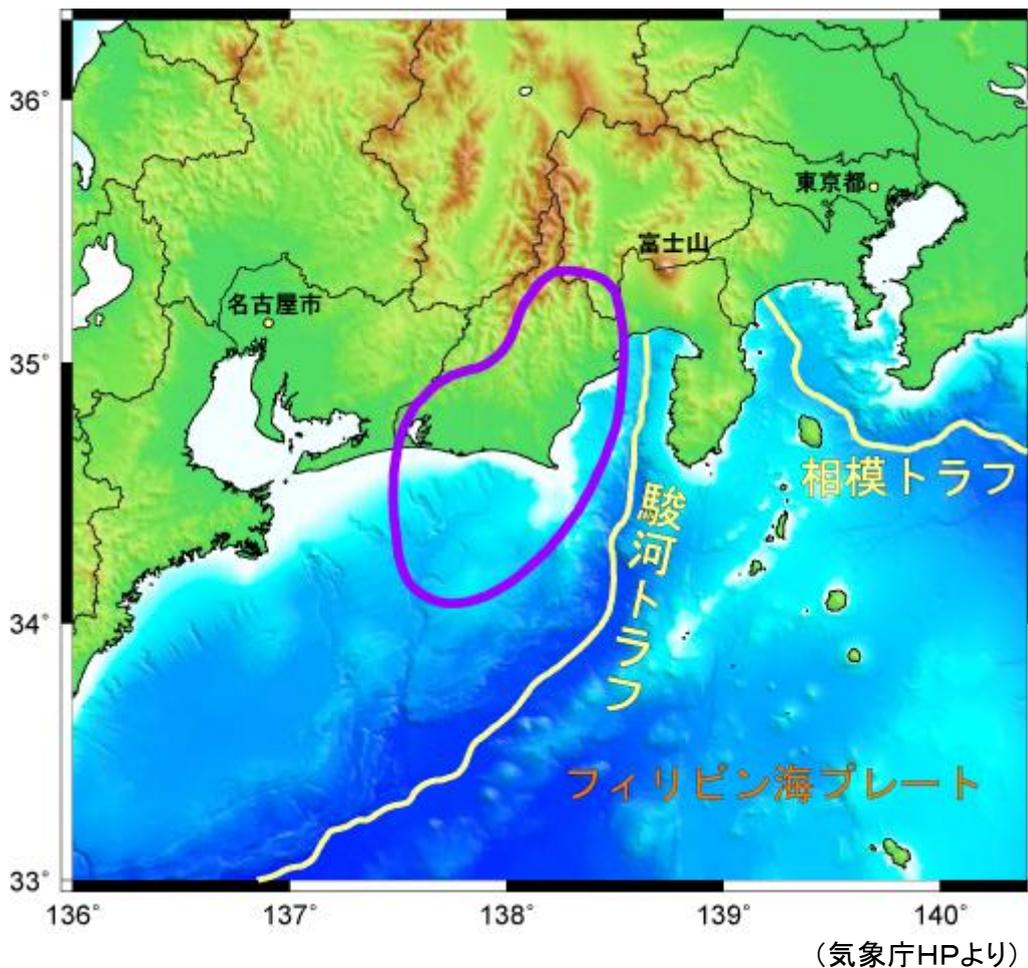
まず知っておこう「東海地震」のこと

駿河湾の海底には、駿河トラフと呼ばれる細長い溝状の地形があります。

駿河トラフは、フィリピン海プレートがその北西にある陸側のプレートの下に向かって沈み込むプレート境界だと考えられています。

このプレート境界を震源域として、近い将来大規模な地震（マグニチュード8程度）が発生すると考えられています。

これが「東海地震」です。



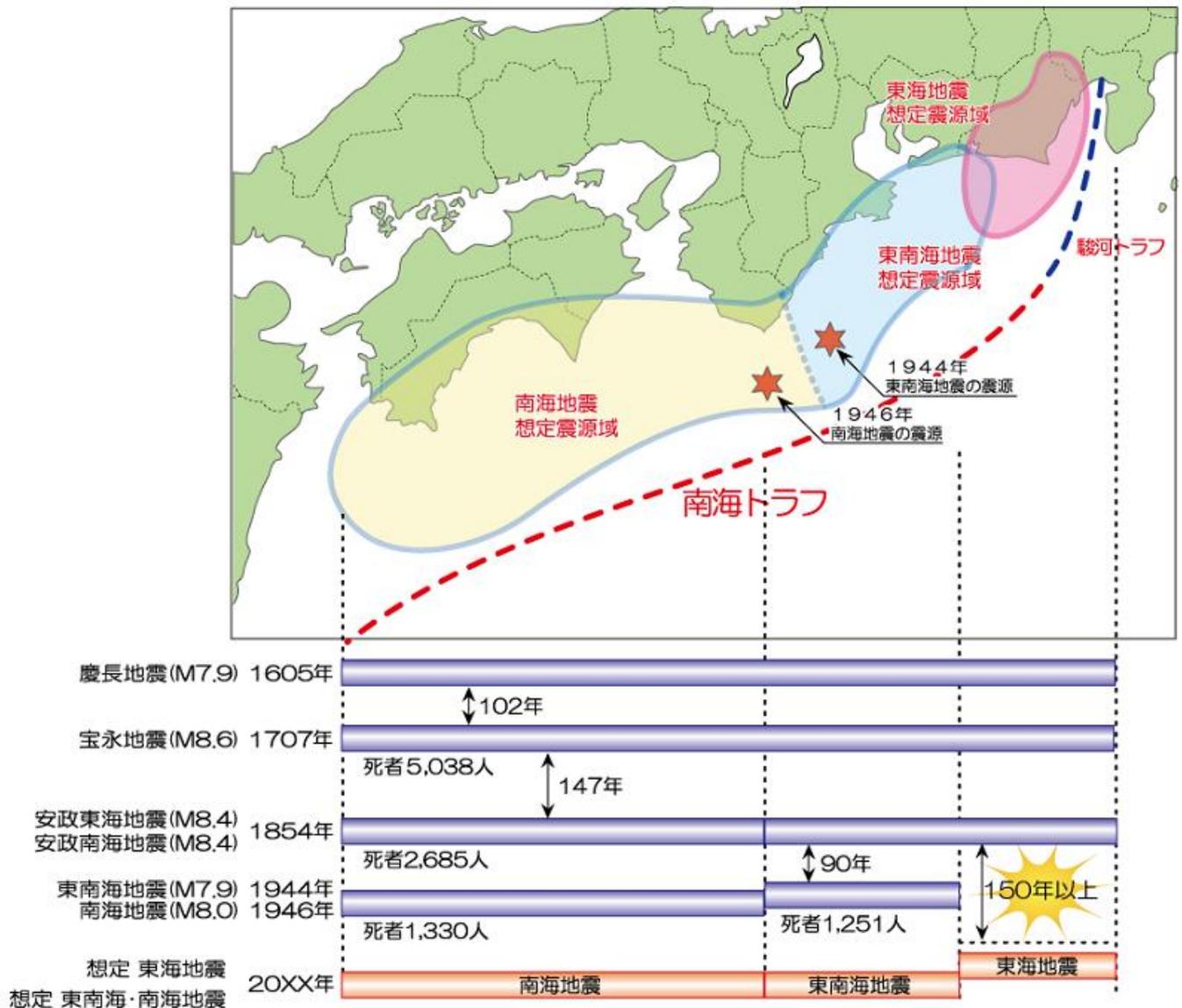
(2) 東海地震発生の切迫性

駿河トラフから四国沖にある南海トラフにかけてのプレート境界では、過去100年から150年おきに岩盤がずれてマグニチュード8クラスの巨大地震が繰り返し起きていたことがわかっています。

しかし、前回の地震の際には南海トラフ沿いの岩盤だけがずれて、駿河トラフ沿いの岩盤はずれずに残ってしまいました。

そのため、駿河トラフ周辺の岩盤は150年以上もずれていないことになり、「東海地震はいつ起こってもおかしくない」と言われているのです。

- \* 「地震防災対策強化地域」157市町村指定  
長久手市も地震防災に対する対策を強化する必要がある地域に指定されています。



(気象庁HPより)

(3) 地震の予知とは

地震の発生時期、場所、規模（マグニチュード）の三つの要素を地震の発生前に科学的な根拠に基づき精度よく予測することです。

東海地震は、現在日本で唯一、直前予知の可能性がある地震と考えられています。

ただし、東海地震でも日時を特定した予知は不可能です。

「東海地震に関連する情報」の種類

「東海地震に関連する調査情報」「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」の3種類があります。

情報名	主な防災対策等
<p><b>東海地震注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。</p>	<p>注意情報が発せられると、以下のような防災の準備行動がとられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。</li> </ul>
<p><b>東海地震予知情報</b></p> <p>東海地震が発生する恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。</p> <p>東海地震が発生する恐れがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表します。</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <p>警戒宣言が発せられると、以下のような防災対応がとられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます。</li> <li>○津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。</li> </ul>

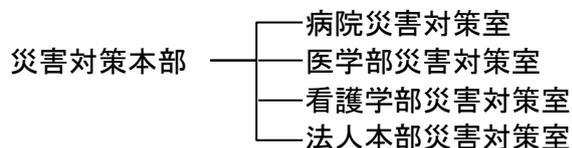
\*ただし、異常現象の進展具合によっては、いきなり「東海地震予知情報」が発表されることもあります。

また、東海地震に関連する情報を発表できずに東海地震が発生する可能性もあります。

⇒⇒ したがって、いつ地震が発生してもしっかりと対応できるよう、日頃から備えておくことが大切です。

### 3 災害種別とその対応

このマニュアルに定める災害種別は次のとおりとし、消防計画に基づき災害対策本部及び各災害対策室を設置し、自衛消防隊を招集して防災対策にあたる。



#### 第一種非常災害（医療資源超不足災害）

##### 適応災害

- ①東海地震注意報以上の地震情報が発令された場合
- ②東海地震、東南海地震が発生した場合
- ③長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ④長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で負傷者100名以上と見込まれる災害が発生した場合
- ⑤その他災害対策本部長が必要と認めた場合

#### 第二種非常災害（医療資源不足災害）

##### 適応災害

- ①長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で震度5強の地震が発生した場合
- ②長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で負傷者50名以上と見込まれる災害が発生した場合
- ③長久手市・尾張旭市・瀬戸市内でNBC災害等社会的影響の強い災害が発生した場合
- ④その他災害対策本部長が必要と認めた場合

\* 災害種別及び適応災害は基本的に病院マニュアルに合わせる。

#### 4 初動時の行動計画

(1) 東海地震注意情報の発表があった場合の行動計画

①勤務時間中

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
<p>1 災害対策本部の設置 本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、直ちに自衛消防隊を招集する。【43】</p> <p>2 情報の収集及び伝達 本部長は、正確な注意情報を覚知した報告を受けたときは、注意情報の周知を指示する。【44】</p> <p>3 職員参集と班編成 本部長は、直ちに各班長を招集し、任務の確認と措置の内容について指示する。【44】</p> <p>本部長は、警戒宣言が発令された場合直ちに指定された任務に就けるよう、準備体制に入る。</p> <p>本部長は、必要に応じて災害対策本部員会議を招集する。</p> <p>4 現状報告受理 本部長は、各所属の現状報告を受理する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書 （医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>5 準備体制 本部長は、自衛消防隊各班及び所属長に対し、必要な防護措置を講ずるよう指示する。</p>	<p>1 情報の収集及び伝達 （1）情報連絡班員は、直ちに地震に関する情報を収集し、本部長に伝達する。</p> <p>（2）情報連絡班長は、本部長の指揮を受け非常放送により、注意情報を患者、学生、職員等に周知する。【44】</p> <p>2 現状把握報告 各所属長は、職員・入院患者及び学生の現状を把握し、各対策室を通じて対策本部に報告する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書 （医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>3 職員参集と班編成 職員は、警戒宣言が発令された場合直ちに自衛消防隊各班の任務に就けるよう、各班長の指示に従い各対策室に参集する。</p> <p>4 準備体制 （1）職員は、警戒宣言が発令された場合直ちに業務を停止できるよう、準備体制を整え、各班長の指示に従い必要な防護措置を講ずる。 授業は直ちに中止し、学生を帰宅させる。</p>	<p>1 授業中の教員は、直ちに授業を中止し、学生の氏名を確認したうえで、本部長の指示に基づき全員帰宅するよう指示する。</p> <p>確認した学生の氏名は学生対策班長へ連絡する。</p> <p>2 研究室の教員は、直ちに授業外の学生の氏名を確認したうえで、本部長の指示に基づき全員帰宅するよう指示する。</p> <p>確認した学生の氏名は学生対策班長へ連絡する。</p>

<p>6 帰宅措置</p> <p>本部長は、対策要員のうち家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者で、交通機関又は自動車を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させる。</p>	<p>(2) 施設班，消火班，避難誘導班等の各班員は，火災又は震動による被害を最小限に防止するため，任務分担表等により防護措置を講ずる。【46】</p> <p>(3) 防火防災管理者及び火元責任者は，火災又は震動による被害を最小限に防止するため，各職域において防護措置を講ずる。【46】</p> <p>(医療チーム)</p> <p>注意情報時は，入院患者のうち退院可能者及び帰宅を希望する者については，主治医の判断により退院（帰宅）させるとともに，外来患者についてもできるだけ帰宅させる。【45】</p> <p>5 帰宅措置</p> <p>本部長の指示により，家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は，所属長及び所属班長に連絡のうえ帰宅することができる。</p>	
--	---	--

参考「東海地震注意情報」発表時の放送文（サンプル）

緊急連絡，緊急連絡

ただ今，東海地震注意情報が発表されました。

○時間以内に警戒宣言が発令される可能性があります。警戒宣言が発令された場合，鉄道・バス等の交通機関の運行及び自家用車の使用も大幅に制限されます。

このため，直ちに授業を終了し，原則として学生を帰宅させてください。

また，外来診療を始めとする通常業務を中止してください。

併せて，職員は自衛消防隊を編成できるよう準備に入ってください。

②勤務時間外

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
<p>1 災害対策本部の設置 本部長又は時間外臨時本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、自衛消防隊を招集する。</p> <p><u>なお、時間外臨時本部長の担当順位は別に定める。</u></p> <p>2 職員参集と班編成 本部長又は時間外臨時本部長は、副本部長、本部員及び各班長を招集し、当面の任務の確認と措置の内容について指示する。</p> <p>時間外臨時本部長は、本部長が到着次第速やかに引き継ぎを行う。</p> <p>3 現状報告要請 本部長は、各所属の現状を様式により報告するよう要請する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書（医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>4 準備体制 勤務時間中に準じて、必要な防護措置を講じるよう指示する。</p>	<p>1 情報の収集及び伝達 防災センター及び残務者は、直ちに情報を収集し、本部長、副本部長、本部員及び各班長に伝達するとともに、非常放送により、注意情報の発表を伝達する。</p> <p>緊急連絡網を用いて、注意情報発表を連絡する。</p> <p>2 職員参集と班編成 （1）勤務時間外において震度5強以上又は注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、止むを得ない場合を除き、速やかに各対策室に参集する。【43】</p> <p>（2）時間外における自衛消防活動は、当直医師、看護師及び宿日直職員が協力し、初動体制の確立を図り、患者等の人命安全を最優先とした活動を行う。【40】</p> <p>3 現状把握報告 各所属において、職員・入院患者及び学生の現状を把握し、各対策室を通じて対策本部に報告する。 職員参集状況報告書 学生状況報告（医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>4 準備体制 勤務時間中に準じて、必要な防護措置を講じる。</p>	<p>防災センター及び残務者は、学内に残っている学生の氏名を確認したうえ、本部長の指示に基づき全員速やかに帰宅するよう指示する。</p> <p>確認した学生の氏名は対策本部へ連絡する。</p>

(2) 警戒宣言が発令された場合の行動計画

①勤務時間中

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
<p>1 災害対策本部の設置 本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、直ちに自衛消防隊を招集する。</p> <p>2 情報の収集及び伝達 本部長は、本学に「緊急事態宣言」を行い、警戒宣言の周知を指示する。【47】</p> <p>3 職員参集と班編成 本部長は、直ちに各班長を招集し、任務の確認と措置の内容について指示する。【44】</p> <p>本部長は、直ちに指定された任務に就く。</p> <p>本部長は、必要に応じて災害対策本部員会議を招集する。</p> <p>4 現状報告受理 本部長は、各所属の現状報告を受理する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書 （医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>5 必要な安全措置 本部長は、直ちに業務停止の措置を執り、自衛消防隊各班及び所属長に対し必要な安全措置を講じるよう指示する。</p> <p>（1）本部長は、火気の使用を中止する。 ただし、地震予知が数日にわたる場合で、特に火気の使用が必要なときは、最小限に使用させることができる。【48】</p>	<p>1 情報の収集及び伝達 （1）情報連絡班長は、警戒宣言の発令を知ったときは、地震予知の内容を警戒宣言記録に記録して本部長に報告する。【47】</p> <p>（2）情報連絡班長は、本部長の指揮を受け非常放送により、警戒宣言を患者、学生、職員等に周知する。【47】</p> <p>2 現状把握報告 各所属長は、職員・入院患者及び学生の現状を把握し、各対策室を通じて、対策本部に報告する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書 （医療チーム） 入院患者状況報告書</p> <p>3 職員参集と班編成 職員は、直ちに各対策室に参集し、自衛消防隊各班長の指示に従い任務に就く。</p> <p>4 必要な安全措置 職員は、直ちに業務を停止し、各班長の指示に従い必要な安全措置を講ずる。</p> <p>（1）各所属においては、次の安全措置を講ずる。 ・火気の安全措置を講じ、電源を切り、ガスの元栓を閉める。 ・危険薬品類等危険物の安全措置を講ずる。 ・重要物品を耐火金庫に入れる等の安全措置を講ずる。 ・その他必要な安全措置を講ず</p>	<p>学生は、注意情報の発表があった段階で全員帰宅していることとなっている。</p> <p>1 注意情報の発表があった際、帰宅しないで学内に残留している学生は、交通機関又は自動車を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させ、それ以外の者は学内に退避させる。</p> <p>2 学内に退避した学生は、対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応等に協力する。</p>

<p>(医療チーム)</p> <p>(1) 本部長は、愛知県医師会及び市町村の災害対策本部等からの医療救護の派遣要請に備え自己完結型の院外救護班を編成し、待機させる。【50】</p>	<p>る。</p> <p>(2) 施設班は、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急止むを得ない場合は、病院にあつては病院長、その他の施設にあつては医学部長の許可を得て使用させることができる。</p> <p>エレベーターの運行停止に当たっては、機内に残置者がいないか十分確認のうえ措置する。【51】</p> <p>(3) 警備班は、避難経路の確保及び消火活動等を円滑に実施するため、本学構内の駐車中の車両を整理し、併せて外部から構内に進入する車両について取り締まる。【51】</p> <p>(4) 施設班は、警戒宣言の発令により、予測される電気・ガス・水道の使用制限又は供給停止に備え、代替装置の使用準備等その確保をしておく。【53】</p> <p>(5) 施設班は、建物内の状況を確認したうえ、防火扉及び建物出入口の戸を閉め（施錠はしない）立入禁止の措置をとる。</p> <p>(医療チーム)</p> <p>(1) 外来患者の診療は、救急患者を除き、中止する。</p> <p>手術中に警戒宣言が発令されたときは、医師の判断により安全措置を講じる。</p> <p>手術予定者については、緊急止むを得ない場合を除き、中止する。</p> <p>臨床諸検査は、緊急の場合を除き、中止する。【49】</p> <p>(2) 救急外来班は、基幹災害医療センターとして多数の負傷者が発生する大規模災害に備えて救急医薬品の確保、救急救護所の設置等を行う。【50】</p>	
---	--	--

<p>6 対策状況の把握と伝達  (1) 本部長は、学内の対策状況を把握し、必要な指示を与える。</p> <p>(2) 本部長は、関係機関（市役所、消防署、警察署等）と情報を交換し、不安解消に必要な情報の伝達を指示する。</p> <p>7 避難  地域に避難命令が出たとき及び本部長が避難が必要と認めたときの避難場所は、次のとおり。  大学本館西側広場、雁又グラウンド、研究棟南側広場  ただし、二次以降の避難指示にあっては、長久手市が指定する避難場所とする。【52】</p> <p>8 帰宅措置  本部長は、対策要員のうち家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者で、交通機関又は自動車を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させる。</p>	<p>5 対策状況の報告と伝達  (1) 自衛消防隊は、以上の措置が完了した場合は、速やかにその状況を本部長に報告する。</p> <p>(2) 情報連絡班は、長久手市内及びその周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況、学内の準備体制など、患者、学生、職員等の不安解消に必要な情報の伝達を行う。【47】</p> <p>6 避難  避難に当たっては、全員隊列を組み、避難誘導班員及び病棟師長が誘導し、避難場所に到着後、避難者の人員を確認して避難誘導班長に報告し、避難誘導班長は本部長に報告する。【52】</p> <p>7 帰宅措置  本部長の指示により、家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は、所属長及び所属班長に連絡のうえ帰宅することができる。</p>	
---	--	--

参考「警戒宣言」発令時の放送文（サンプル）

緊急連絡，緊急連絡

本日〇時〇〇分，内閣総理大臣から，東海地震にかかる「警戒宣言」が発令されました。

この警戒宣言によりますと，〇日以内（〇時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。

\*注意情報の発表がなく，警戒宣言が発令された場合  
（直ちに授業を終了し，原則として学生を帰宅させてください。）  
（外来診療を始めとする通常業務を中止してください。）

このため，災害対策本部を（大学本館101教室）に設置します。  
火気，薬品，危険物の落下防止など安全を確認したうえで，直ちに災害対策本部及び各対策室に集合してください。

②勤務時間外

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
<p>1 災害対策本部の設置            本部長又は時間外臨時本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、自衛消防隊を招集する。</p> <p>なお、時間外臨時本部長の担当順位は別に定める。</p> <p>2 職員参集と班編成            本部長又は時間外臨時本部長は、副本部長、本部員及び各班長を招集し、当面の任務の確認と措置の内容について指示する。</p> <p>時間外臨時本部長は、本部長が到着次第速やかに引き継ぎを行う。</p> <p>3 現状報告要請            本部長は、各所属の現状を様式により報告するよう要請する。            職員参集状況報告書            学生状況報告書            （医療チーム）            入院患者状況報告書</p> <p>4 必要な安全措置            勤務時間中に準じて、必要な安全措置を講じるよう指示する。</p>	<p>1 情報の収集及び伝達            防災センター及び残務者は、直ちに情報を収集し、本部長、副本部長、本部員及び各班長に伝達するとともに、非常放送により、警戒宣言の発令を伝達する。</p> <p>緊急連絡網を用いて、警戒宣言の発令を連絡する。</p> <p>2 職員参集と班編成            （1）勤務時間外において震度5強以上又は注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、止むを得ない場合を除き、速やかに各対策室に参集する。【43】</p> <p>（2）時間外における自衛消防活動は、当直医師、看護師及び宿日直職員が協力し、初動体制の確立を図り、患者等の人命安全を最優先とした活動を行う。【40】</p> <p>3 現状把握報告            各所属において、職員・入院患者及び学生の現状を把握し、各対策室を通じて対策本部に報告する。            職員参集状況報告書            学生状況報告            （医療チーム）            入院患者状況報告書</p> <p>4 必要な安全措置            勤務時間中に準じて、必要な安全措置を講じる。</p>	<p>1 防災センター及び残務者は、注意情報の発表があった際、帰宅しないで学内に残留している学生に対し警戒宣言が発令された旨を伝え、交通機関又は自動車を利用しなくても帰宅できる者は速やかに帰宅させ、それ以外の者は学内の避難所に退避させる。</p> <p>2 学内に退避した学生は、本部長の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応等に協力する。</p>

(3) 突発的に地震が発生した場合の行動計画

①勤務時間中

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
	<p>1 初期対応</p> <p>地震時における初期対応については、人命安全を最優先とした次の事項について、活動を行う。【55】</p> <p>(1) 身体の防護</p> <p>揺れのおさまるまで身体の安全を第一とする。【55】</p> <p>火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じ、部屋出入口の扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠し、落下物、倒壊物及びガラスの破片等による事故から身体を守る。</p> <p>(2) 出火防止措置</p> <p>防火防災管理者及び火元責任者は、担当区域内の火気使用設備器具の使用停止、確認を実施する。</p> <p>ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動確認及びバルブの閉鎖等を行う。【55】</p> <p>(3) 初期消火</p> <p>万一、火災が発生した場合は、消火器又は屋内消火栓を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。【55】</p> <p>初期消火と同時に防災センターに火災状況を連絡し、消防署に通報してもらう。</p> <p>火が天井まで届くなど消火が不可能な場合は、速やかに安全な場所に避難する。</p>	<p>1 授業中の場合</p> <p>授業担当教員は、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じ、部屋出入口の扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠し、落下物、倒壊物及びガラスの破片等による事故から身体を守るよう指示する。</p> <p>体育館、図書館等においても同様に身体の安全を確保するよう指示する。</p> <p>地震の揺れが収まり次第速やかに避難所に避難させる。</p> <p>2 その他の場合</p> <p>研究室、課外活動施設、食堂、屋外等にいる学生は、同様に身体の安全を確保するため、速やかに近くの安全と思われる場所に退避し、揺れが収まり次第速やかに避難所に避難する。</p>

<p>1 災害対策本部の設置  本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、直ちに自衛消防隊を招集する。</p> <p>2 情報の収集及び伝達  本部長は、地震警報の周知を指示する。</p> <p>3 職員参集と班編成  本部長は、直ちに各班長を招集し、任務の確認と措置の内容について指示する。【44】</p> <p>本部長は、直ちに指定された任務に就く。</p> <p>本部長は、災害対策本部員会議を招集し、自衛消防隊の編成状況及び各対策室の連携状況を確認する。</p> <p>4 現状報告受理  本部長は、各所属の現状報告を受理する。  職員参集状況報告書  学生状況報告書  施設被害状況報告書（医療チーム）  入院患者状況報告書</p>	<p>2 安否確認  愛知県において震度5強以上の地震が発生したときは、安否確認システムから登録者に対し安否確認メールを自動送信する。</p> <p>3 情報の収集及び伝達  （1）情報連絡班長は、地震警報が発令されたときは、情報の内容を記録し、本部長に報告する。【54】</p> <p>（2）情報連絡班長は、本部長の指揮を受け非常放送により、地震警報の内容を患者、学生、職員等に周知する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。【54】</p> <p>4 現状把握報告  安否確認、被害状況の把握は原則として各所属において行う。  （1）各所属長は職員・入院患者・学生の現状及び被害の状況を把握し、各対策室を通じて、対策本部に報告する。  職員参集状況報告書  学生状況報告書  施設被害状況報告書（医療チーム）  入院患者状況報告書  （2）学内にいる職員は、所属上長へ報告した後、安否確認システムにおいても状況報告を行う。  （3）学外にいる職員等は、安否確認システムにて状況報告を行う。</p> <p>5 職員参集と班編成  職員は、直ちに各対策室に参集し、自衛消防隊各班長の指示に従い任務に就く。  各班は、相互に連絡を取り臨機に応援する。</p>	<p>3 避難学生の確認  避難誘導班長は、避難所に避難した学生の確認を行い、本部長に報告する。その後の行動については本部長の指示に従う。</p>
---	---	---

<p><b>5 必要な安全措置</b></p> <p>(1) 本部長は、必要に応じて災害対策本部員会議を招集し、情報を共有し、被害の状況に応じて応援活動を計画し、各班に指示する。</p> <p>(2) 本部長は、自衛消防隊各班に対し、建物全体の被害状況及び各班の活動状況を伝達し、防災活動の円滑化を図る。【54】</p> <p>(3) 本部長は、パニック防止を図り、火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは長久手市地域防災計画に定める避難場所へ誘導する。【55】</p> <p><b>(医療チーム)</b></p> <p>(1) 副本部長（病院長）は本学及び周辺地域の災害情報を収集して診療継続の可否を決定し、本部長に報告する。【56】</p> <p>(2) 被災地域等の救急患者の受入れ及び院外救護班（医療救護チーム）の派遣については、愛知県及び愛知県医師会、地域市町村の災害対策本部等の要請により、副本部長（病院長）が決定する。決定を行った場合は、速やかに本部長に報告する。【57】</p> <p>(3) 患者の救護の全般の指揮は、本部長統括のもとに副本部</p>	<p><b>6 必要な安全措置</b></p> <div data-bbox="587 309 1002 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策本部及び自衛消防隊の組織及び役割については、21ページを参照</p> </div> <p>(1) 情報連絡班は、学内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても伝達する。【54】</p> <p>(2) 防火防災管理者は、施設班の協力を得て、建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、全施設器具について安全を確認した後でなければ供給・使用を開始しない。【55】</p> <p>(3) 職員は、震災があったときは、一致して救護活動を行う。【58】</p> <p>(4) 職員は、患者の避難、救護の必要があることを知った場合は、本部長に連絡するとともに、病棟師長の指示に従い、救護活動に協力する。【65】</p> <p><b>(医療チーム)</b></p> <p>(1) 医師は、病棟内の入院患者の状況に基づき、入院中の患者の医療救護対策を立て、かつ、副本部長（病院長）と密な連絡情報に基づき発災後の災害医療に備える。【60】</p> <p>(2) 病棟師長は、看護師等病棟職員をもって救護班を編成し、災害発生に際しては、患者の救護に不備がないように救護体制を整えておく。【61】</p> <p>(3) 病棟師長は、災害の発生に際し患者に直接危険がないと判断される場合には、避難準備を行い、患者に対して指示を待つよう指導する。</p> <p>病棟師長は、患者に危険が及</p>	
--	---	--

<p>長（病院長）が行う。【58】</p> <p>（４）患者の避難及び避難場所並びに誘導方法の設定については、副本部長（病院長）が指示する。【59】</p> <p>6 帰宅・学内待避の措置          本部長は、対策要員のうち家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者で、交通機関又は自動車を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させる。</p> <p>本部長は、必要があるときは、帰宅者のうち出勤可能な班員に再び出勤するよう指示する。</p> <p>7 地区住民への対応          本部長は、本学へ避難してきた地区住民に対する必要な措置を指示する。</p>	<p>ぶおそれがあると判断した場合には、自らの判断により速やかに患者を避難誘導する。【62】</p> <p>（４）病棟医療班長（各診療科部長，病棟看護師長，外来看護師長）は、避難救護を行った場合は、その状況と人員を速やかに副本部長（病院長）に報告する。【63】</p> <p>7 帰宅・学内待避の措置          本部長の指示により、家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は、所属長及び所属班長に連絡のうえ帰宅することができる。</p> <p>所属長は、帰宅者及び学内待避者の氏名を把握する。</p> <p>8 地区住民への対応          学内待避者は、本部長から避難所の業務等について応援要請があつた場合は、学内に待避している学生の協力を得て、直ちにその業務に協力する。</p>	<p>4 帰宅・学内待避の措置          （１）学生対策班長は、本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生は帰宅させ、不可能な学生は本部長の指示した避難所に避難させる。</p> <p>（２）学生対策班長は、帰宅学生及び学内待避学生の氏名を把握し、災害対策室へ報告する。</p> <p>5 学内待避者の措置          学内に待避した学生は、本部長の指示のもと、学生の安否確認、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応等に協力する。</p>
---	---	---

参考 突発的に地震が発生した場合の放送文（サンプル）

緊急連絡，緊急連絡

ただ今地震が発生しました。落ち着いてください。まず身の安全を確保してください。

火気，薬品，危険物の落下防止など安全を確認したうえで，落ち着いて避難してください。万が一，火災が発生している場合は，初期消火を行い，その後姿勢を低くして落ち着いて避難してください。

なお，ただ今から災害対策本部を（大学本館101教室）に設置し，自衛消防隊を編成します。本部員は，直ちに災害対策本部及び各対策室に集合してください

②勤務時間外

【 】は消防計画規定事項

災害対策本部	職員（自衛消防隊）	学生対策
<p>1 災害対策本部の設置 本部長又は時間外臨時本部長は、災害対策本部（各対策室を含む）を設置し、自衛消防隊を招集する。</p> <p><u>なお、時間外臨時本部長の担当順位は別に定める。</u></p> <p>2 職員参集と班編成 （1）本部長又は時間外臨時本部長は、副本部長、本部員及び各班長を招集し、当面の任務の確認と措置の内容について指示する。</p> <p>（2）本部長又は時間外臨時本部長は、災害対策本部員会議を招集し、自衛消防隊の編成状況及び各対策室の連携状況を確認する。</p> <p>時間外臨時本部長は、本部長が到着次第速やかに引き継ぎを行う。</p> <p>3 現状報告要請 本部長は、各所属の現状を様式により報告するよう各対策室長へ要請する。 職員参集状況報告書 学生状況報告書 施設被害状況報告書</p>	<p>1 初期対応 防災センター及び残務者は、身体の安全を確保した後、出火防止措置及び万一火災が発生した場合は初期消火の措置をとる。</p> <p>2 安否確認 愛知県において震度5強以上の地震が発生したときは、安否確認システムから登録者に対し安否確認メールを自動送信する。</p> <p>3 情報の収集及び伝達 防災センター及び残務者は、直ちに地震情報を収集し、本部長、副本部長、本部員及び自衛消防隊各班長に伝達するとともに、非常放送により、地震警報の発令を伝達する。</p> <p>4 職員参集と班編成 （1）勤務時間外において震度5強以上の地震が発生したときは、止むを得ない場合を除き、速やかに各対策室に参集する。 【43】 出勤不可能な者は、その旨を安否確認システムにて所属上長に連絡し、自宅で待機して指示を待つ。</p> <p>（2）勤務時間外における自衛消防活動は、当直医師、看護師及び宿日直職員が協力し、初動体制の確立を図り、患者等の人命安全を最優先とした活動を行う。【40】</p> <p>5 現状把握報告 各所属において、安否確認、職員・入院患者・学生の現状及び被害の状況を把握し、各対策室を通じて対策本部に報告する。</p>	<p>1 残務者は、学内に残留している学生を避難所に避難させ、本部長の指示があるまで待機させる。</p> <p>2 帰宅・学内待避の措置 （1）学生対策班長は、本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生は帰宅させ、不可能な学生は本部長の指示した避難所に収容する。</p> <p>（2）学生対策班長は、帰宅学生及び学内待避学生の氏名を把握する。</p> <p>（3）学内待避者の措置 学内に待避した学生は、本部長の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応及び学生の安否確認等に協力する。</p>

<p>(医療チーム) 入院患者状況報告書 4 必要な安全措置 勤務時間中に準じて、必要な安全措置を講じるよう指示する。</p>	<p>職員参集状況報告書 学生状況報告書 施設被害状況報告書 (医療チーム) 入院患者状況報告書 5 必要な安全措置 自衛消防隊の各班は、勤務時間中に準じて、必要な安全措置を講じる。</p>	
---	---	--

【参考】その時、大学は（東日本大震災石巻専修大学報告書から）  
平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分  
東北地方太平洋岸沖でマグニチュード 9.0 の地震が発生

3 月 11 日（金）1 日目

- 14 : 46 地震発生，電気，電話が止まる。水道・ガスも止まる。  
学内にいた学生，教職員約 300 人の安否確認を開始
- 15 : 00 災害対策本部を設置（当初は学長室，のちに本館 1 階）  
校内放送により，食堂前の中庭に集合するよう呼びかける。  
その後，本館 1 階ロビー前に移動  
中央監視室が学内の損傷状況確認作業を開始  
非常用電源を稼働するとともに，燃料確保の観点から最小限の熱源稼働にとどめた。  
本館以外の水栓を閉栓  
1 台だけあったワンセグ受信可能なテレビで情報を得られるようになった。
- 15 : 20 大きな揺れが収まったことから，学生，教職員に食堂内で待機するよう移動を指示
- 15 : 50 大津波警報が発令されたことを受け，学生を 5 号館 3 階に移動するよう指示  
学内の教職員，学生全員が無事であることが確認される。
- 16 : 50 学生，教職員に非常電源のある本館 2 階に移動するよう指示
- 17 : 30 学内に残っている学生，教職員のリストを作成する。
- 18 : 30 備蓄していた非常食と水，学内にあった毛布を学生，教職員に配布
- 21 : 00 教職員に帰宅許可・解散の指示を出す。  
帰宅できない教職員の宿泊場所を決める。（職員は本館 1 階事務室，教員は 2 階教員室）

3 月 12 日（土）2 日目

- 午前中 事務職員は役割分担を行うためグループを編成（事務室待機当番・名簿作成等）  
施設の損傷の有無について，職員による目視での見回り。  
薬品類が置かれた実験室がある 1 号館・2 号館の封鎖を指示  
貯水槽より 50L のバケツ約 10 個分の水を確保  
仮設トイレ設置（5 基）
- 12 : 10 全学生（1,941 人）教職員（209 人）の安否確認開始を指示

3 月 13 日（日）3 日目

- 午前中 教員に対して，各自が保管している薬品類の確認を行うよう指示
- 13 : 00 石巻市から，災害ボランティアの拠点，物資供給拠点としてキャンパス使用を要請される。
- 18 : 30 自衛隊より食糧の物資供給あり。

3 月 14 日（月）4 日目

- 午前中 事務職員は役割分担を行うためグループを編成（水の確保，食糧調達，名簿作成等）  
学生部が学生のグループ分けを指示
- 10 : 00 ソフトバンクが学内で携帯電話の貸与，充電サービスを開始  
石巻市より仮設トイレが 6 基届く。
- 14 : 30 石巻市長から避難民受け入れとボランティアセンターとしての施設借用を要請される。  
本学対策本部から石巻市に食糧，水，トイレの手配を要請する。

- 3 月 20 日 10 日目 電気復旧
- 3 月 22 日 12 日目 電話復旧・インターネット復旧
- 4 月 4 日 25 日目 水道復旧
- 4 月 13 日 34 日目 ガス復旧

## 5 災害対策本部・自衛消防隊の組織及び役割

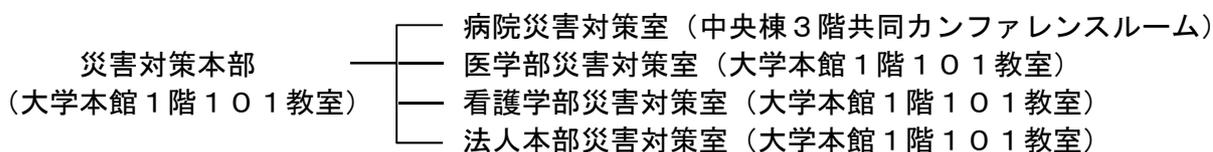
### (1) 災害対策本部

#### 消防計画における規定

- ・ 本部長は、震度5強以上又は東海地震注意情報を覚知したときは、直ちに自衛消防隊を招集する。【第43条1項】
- ・ 自衛消防隊の班員は、勤務時間外において震度5強以上又は注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、止むを得ない場合を除き、速やかに参集しなければならない。【第43条2項】
- ・ 自衛消防組織には、本部長を置き、本部隊（災害対策本部）及び地区隊（各災害対策室）を編成する。【第29条2項】

#### ① 設置基準

以下の災害が発生した場合は、消防計画に基づき災害対策本部及び各災害対策室を設置し、自衛消防隊を招集して防災対策にあたる。（災害種別とその対応：再掲）



#### 第一種非常災害（医療資源超不足災害）

##### 適応災害

- ①東海地震注意報以上の地震情報が発令された場合
- ②東海地震、東南海地震が発生した場合
- ③長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ④長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で負傷者100名以上と見込まれる災害が発生した場合
- ⑤その他災害対策本部長が必要と認めた場合

#### 第二種非常災害（医療資源不足災害）

##### 適応災害

- ①長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で震度5強の地震が発生した場合
- ②長久手市・尾張旭市・瀬戸市内で負傷者50名以上と見込まれる災害が発生した場合
- ③長久手市・尾張旭市・瀬戸市内でNBC災害等社会的影響の強い災害が発生した場合
- ④その他災害対策本部長が必要と認めた場合

#### ② 機能

・ 災害対策本部は、原則として、防災センターに置き、災害に関する一切の通報を受けて、長久手市消防署への通報及び各建物への非常放送を行うとともに、患者、学生、職員等の人命安全のための避難誘導等を最重点とした態勢を確立する。【第32条1項】

（注）当面の間は、大学本館1階（101教室）とする。

・ 本部には、防災上必要とする関係資料を準備し、災害状況の把握並びに防災活動上の指揮命令及び連絡報告体制の確立を図る。【第32条2項】

③ 組織

本部長	学長
副本部長	病院長，医学部長，看護学部長，法人本部長，事務局長
本部員	高度救命救急センター部長，看護部長，病院事務部長，医事管理部長 教務部長，学生部長，医学部事務部長， 教務学生部長，看護学部事務部長 総務・秘書室長，人事・厚生室長，財務・管理室長，資金・出納室長， 施設・建設室長，管財・契約室長，総務部長

- ・本部長は，自衛消防隊が防災活動に従事する場合の一切の権限を有するとともに，自衛消防隊の権限を有効に発揮できるよう指揮統率する。【第30条1項】
- ・副本部長は，本部長を補佐し本部長不在の場合はその任務を代行する。【第30条2項】

④ 時間外臨時本部長の担当順位

病院長，医学部長，看護学部長，法人本部長，事務局長，高度救命救急センター部長  
以下先着本部員

(2) 災害対策室

① 機能

地区隊長（各災害対策室長）は，担当地区（部署）の初動措置の指揮統制を図るとともに，本部長への報告・連絡を密にする。【第30条3項】

② 組織

(病院災害対策室)

対策室長	病院長
担当本部員	副院長，高度救命救急センター部長，薬剤部長，中央放射線部長，中央臨床検査部長，病院事務部長，医事管理部長，感染制御部長

(医学部災害対策室)

対策室長	医学部長
担当本部員	教務部長，学生部長，医学部事務部長

(看護学部災害対策室)

対策室長	看護学部長
担当本部員	教務学生部長，看護学部事務部長

(法人本部災害対策室)

対策室長	法人本部長
担当本部員	総務・秘書室長，人事・厚生室長，財務・管理室長，資金・出納室長， 施設・建設室長

### (3) 自衛消防隊の班編成及び役割

防災チームには次の班を置く。

情報連絡班，避難誘導班，学生対策班，救出・救護班，消火班，施設班，  
運動療育センター班，警備班

医療チームには，病棟医療班，救急外来班，中央診療部班，院外救護班（DMAT）を置く。

病棟医療班	救急外来班	中央診療部班	院外救護班 (DMAT)
	トリアージ係 処置係 資材調達係 遺体安置係 薬剤係 受付・記録係 ボランティア係	工学班 検査班 輸血班 手術班 放射線班 薬剤班 給食班	

構成員及び任務は，別に病院「大規模災害対応マニュアル」に定める。

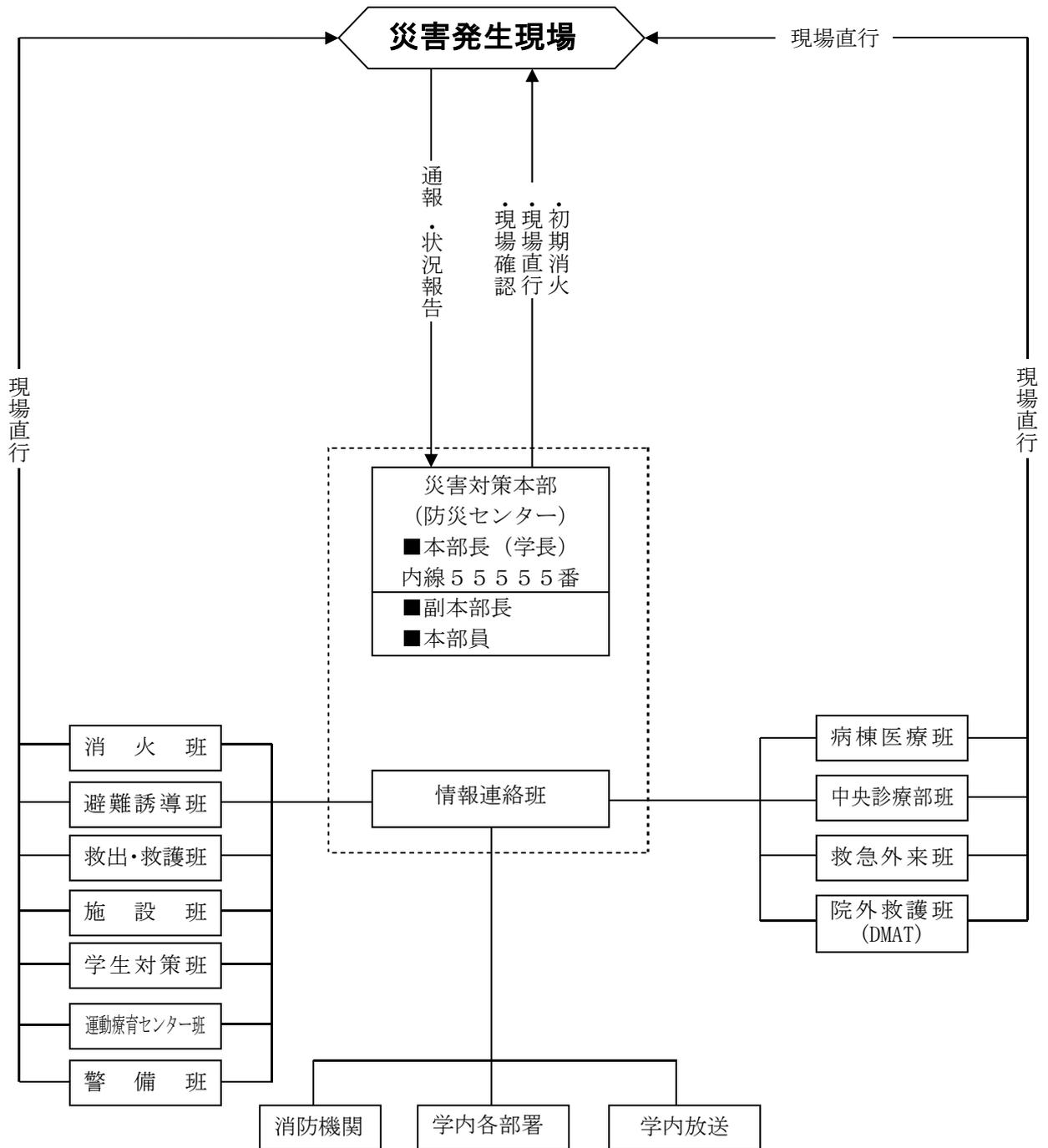
### (防災チーム班編成及び役割)

班	主な役割
<b>情報連絡班</b> 班 長：管財・契約室長の指名する課長 副班長：情報基盤部門課長 班 員：情報基盤部門員 総務広報課員 人事・厚生室員 総務・秘書室員 管財・契約室員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部を防災センターに立上げる。</li> <li>2 災害対策本部と各災害対策室の連携及び情報共有を図るため，本部員会議を運営する。</li> <li>3 本部長の指揮を受け、非常放送により地震警報、警戒宣言、注意情報等を患者、学生、職員等に周知する。</li> <li>4 各班の連絡責任者から正確な情報を入手し、本部員に報告する。</li> <li>5 患者、学生、職員等の不安解消に必要な交通状況、電気・ガス・水道等の供給状況の情報を伝える。</li> <li>6 消防署及び警察署との連絡調整を行う。</li> </ol>
<b>避難誘導班</b> 班 長：医学部事務部長の指名する課長 副班長：班長の指名する者 班 員：医学部事務部教務課員、	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常放送設備を活用して、建物内の人に避難誘導を行う。</li> <li>2 拡声器等を活用して避難の方向を明確に指示するとともに、出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたる。</li> <li>3 非常口を使用して避難するものとし、エレベーターによる避難は行わない。</li> <li>4 火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し危険が切迫している時は避難場所へ誘導する。                避難場所としては、大学本館西側広場、野球場及び研究棟南側広場とする。</li> <li>5 担当階の避難が終了した時点で、逃げ遅れ者の確認を行い、本部へ報告する。</li> <li>6 避難に当たっては、全員隊列を組み誘導し、避難場所に到着後は人員の確認・報告を行う。</li> </ol>

<p><b>学生対策班</b></p> <p>班 長：医学部教務部長 医学部学生部長 看護学部教務学生部長 医学部事務部長の指名する課長 看護学部事務部長の指名する課長</p> <p>副班長：班長の指名する者</p> <p>班 員：医学部事務部学生課員 看護学部事務部総務課員 看護学部事務部教学課員 看護学部事務部学生支援課員 図書館部門課員</p> <p>医学部基礎科学部門 医学部基礎医学部門 専門基礎科学・看護専門科学 分子医科学研究所 総合医学研究機構 研究創出支援センター 加齢医科学研究所、 産業保健科学センター 学際的痛みセンター 医学教育センター 国際交流センター 保健管理センター 上記教職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学生の安否確認と被災状況の調査を行う。</li> <li>2 学生避難所を設置する。</li> <li>3 クラブハウスの安全確認と被災状況の調査を行う。</li> <li>4 授業再開のスケジュール等を教授と学生へ伝達する。</li> </ol>
<p><b>救出・救護班</b></p> <p>班 長：財務・管理室長の指名する課長</p> <p>副班長：班長の指名する者</p> <p>班 員：財務・管理室員 資金・出納室員 研究支援課員 産学連携事務室員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護所を安全な場所に設置する。</li> <li>2 逃げ遅れ者の情報を得た場合は、現場へ急行し安全な場所へ搬出する。</li> <li>3 建物の倒壊により下敷きになったときは、資器材を有効に活用して直ぐに救出活動を実施する。</li> <li>4 下敷きになった人が見つからない場合は、ある程度作業が進んだところで、声を掛けるなどして返事やうめき声が聞こえないか確認する。</li> <li>5 負傷した教職員、学生等の応急手当及び搬送を行う。</li> <li>6 救命措置が必要な者がいれば、高度救命救急センターの指示を仰ぐ。</li> </ol>
<p><b>消火班</b></p> <p>班 長：管財・契約室長の指名する課長</p> <p>副班長：班長の指名する者</p> <p>班 員：医学部事務部庶務課員 管財・契約室員 防災警備員（委託会社）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器や屋内消火栓を活用して適切な初期消火を行う。</li> <li>2 防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。</li> <li>3 火が天井面、壁面にまわっていたら、初期消火を断念し、一旦出火場所から避難する。</li> <li>4 消防署と連携、協力して消火活動を行う。</li> </ol>
<p><b>施設班</b></p> <p>班 長：施設・建設室長の指名する課長</p> <p>副班長：班長の指名する者</p> <p>班 員：施設・建設室員 管財・契約室員 中央監視室員（委託会社）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物、電気（非常用電源を含む。）、ガス、水道等の緊急点検及び建物に係る異常の有無を確認する。</li> <li>2 燃料の自動停止装置の作動確認及びバルブの閉鎖等を行う。</li> <li>3 予測される電気・ガス・水道の使用制限又は供給停止に備え、代替装置の使用準備等を確保する。</li> </ol>

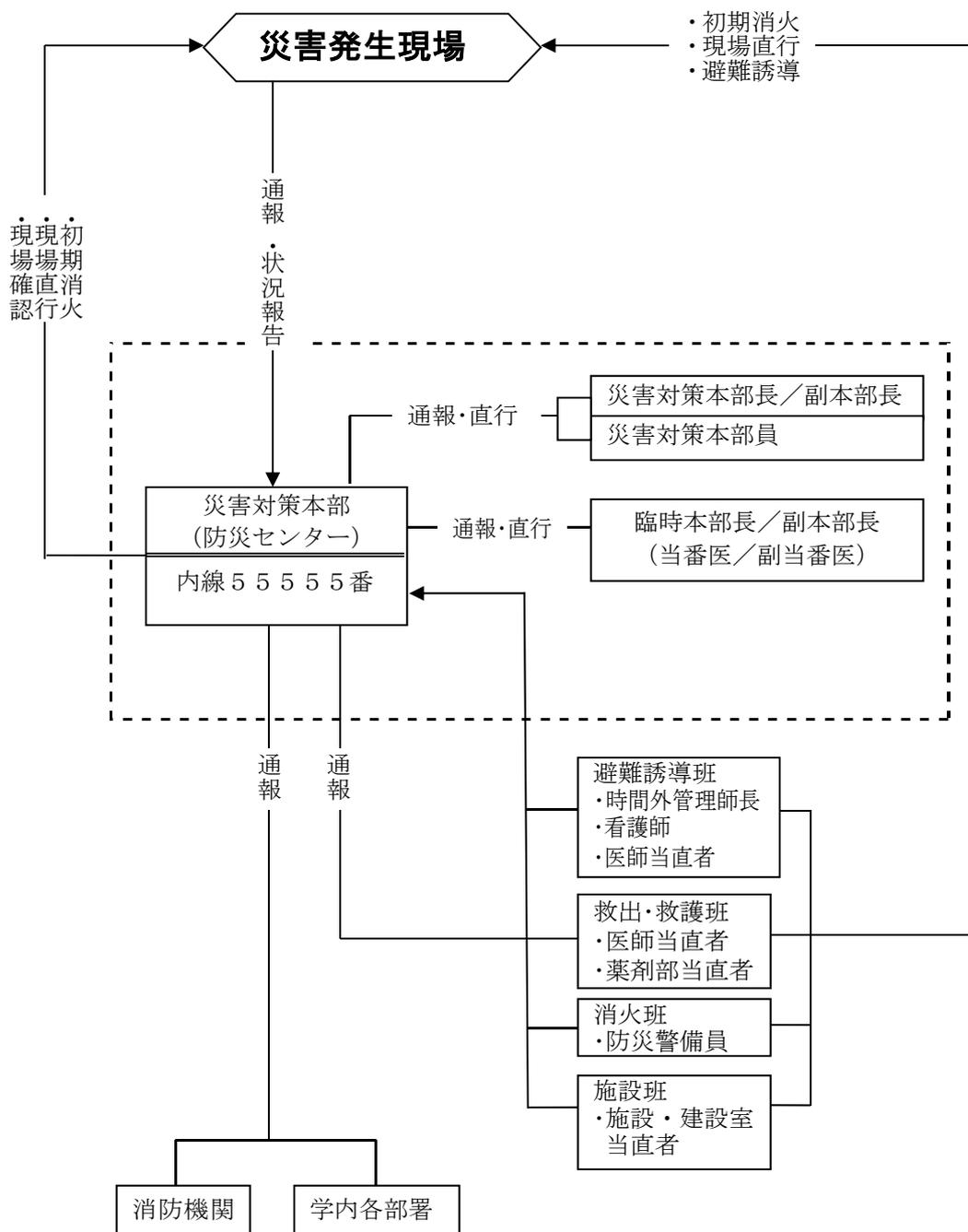
<p><b>運動療育センター班</b>  班 長：事務長  副班長：班長の指名する者  班 員：運動療育センター員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運動療育センター外来者の避難誘導を行う。</li> <li>2 運動療育センター施設の安全を確保する。</li> <li>3 被害状況を調査・報告する。</li> </ol>
<p><b>警備班</b>  班 長：管財・契約室長の指名する課長  副班長：防災センター隊長（委託会社）  班 員：防災センター要員（委託会社）  交通誘導隊員（委託会社）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部外者の立入整理及び自動車の進入規制を行う。</li> <li>2 病院内の巡回と保安パトロールを行う。</li> <li>3 避難所を警戒する。</li> <li>4 患者等が混乱しないよう、大声で指示等を行う。</li> </ol>

# 時間内の緊急連絡表



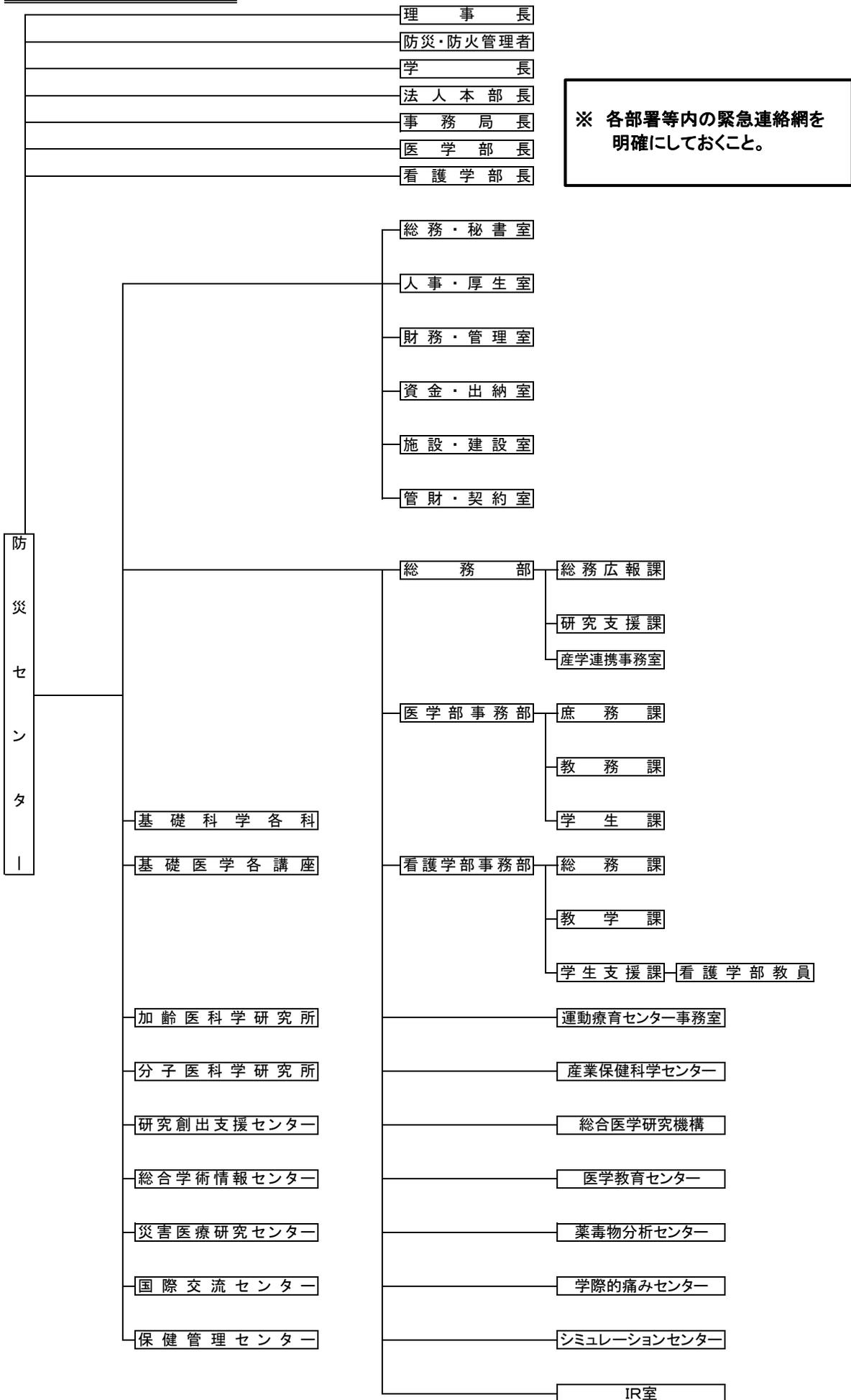
(第33条第2項関係)

## 時間外の緊急連絡表

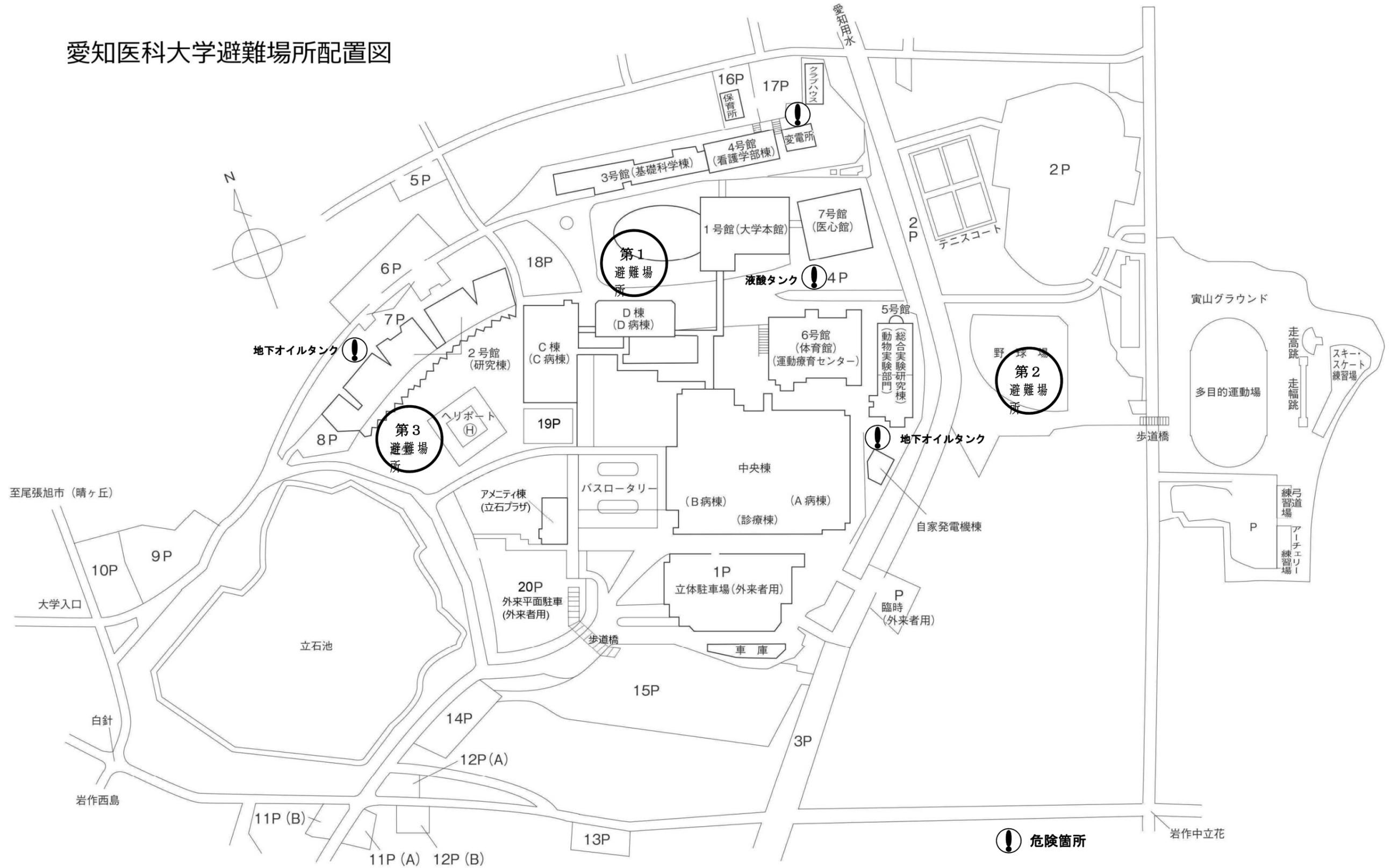


(第33条第2項関係)

緊急連絡網



# 愛知医科大学避難場所配置図



⚠ 危険箇所

医大中心半径 3 km 圏内 避難所図



長久手市	
1	長久手市役所西庁舎
2	長久手小学校
3	西小学校
4	東小学校
5	北小学校
6	南小学校
7	長久手中学校
8	枅ヶ池体育館
9	中央図書館
10	下山児童館
11	長久手西児童館
12	上郷児童館
13	青少年児童センター
14	長湫西保育園
15	長湫東保育園
16	長湫北保育園
17	長湫南保育園
18	長久手市文化の家
19	長久手市福祉の家(福祉避難所)
20	まちづくりセンター

尾張旭市	
21	旭小学校
22	本地原小学校
23	瑞鳳小学校
24	三郷小学校
25	旭中学校
26	東中学校
27	西中学校

瀬戸市	
28	幡山中学校

守山区	
29	本地丘小学校
30	本地丘コミュニティセンター
31	森孝東小学校
32	森孝東コミュニティセンター

名東区	
33	藤が丘小学校
34	藤が丘コミュニティセンター

### 関連機関等連絡先一覧表

機 関 名 等	電 話 番 号	所 在 地
<b>【消防】</b>		
長久手市消防署	0561-62-0119	長久手市岩作長池51
尾張旭市消防本部	0561-51-0119	尾張旭市東大道町曾我廻間2301-1
尾三消防本部	0561-38-0119	東郷町大字諸輪字曙18
瀬戸市消防本部	0561-85-0119	瀬戸市苗場町101
名古屋市消防局	052-972-3504	名古屋市中区三の丸3-1-1
名古屋市防災司令センター	052-961-0119	名古屋市中区三の丸3-1-1
<b>【警察】</b>		
愛知警察署	0561-39-0110	愛知郡東郷町白鳥2-1-8
<b>【保健所】</b>		
瀬戸保健所	0561-82-2196	瀬戸市見付町38-1
<b>【水道】</b>		
愛知中部水道企業団	0561-38-0030	愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212
独立行政法人水資源機構 中部支社	052-231-7541(374)	名古屋市中区三の丸1-2-1
<b>【ガス】</b>		
東邦ガス(株)星丘営業所	052-781-6131	名古屋市千種区星が丘元町15-33
東邦ガス(株)	052-872-9325	名古屋市熱田区桜田町19-18
<b>【電気】</b>		
中部電力(株)旭名東営業所	052-778-1211	尾張旭市庄南町2-1-10
中部電力(株)	052-973-2407	名古屋市東区東新町1
<b>【県及び市町村】</b>		
長久手市役所	0561-63-1111	長久手市岩作城の内60-1
尾張旭市役所	0561-53-2111	尾張旭市大道町原田2600-1
瀬戸市役所	0561-88-2600	瀬戸市追分町64-1
名古屋市役所	052-972-3522	名古屋市中区三の丸3-1-1
愛知県庁	052-961-2111	名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県庁(防災局)	052-961-2111(2511)	名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県災害対策本部 災害情報センター	052-971-7104/7105	名古屋市中区三の丸3-1-2
尾張県民事務所	052-961-7211/1424(直通)	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
尾張建設事務所	052-961-7211	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

各種報告書 作成・提出一覧表

区 分	作成・提出 報告書				提出先
	職員参集状況 報告書	被害状況 報告書	患者状況 報告書	学生状況 報告書	
病院事務部 各課	○	○			病院 災害対策室
医事管理部 各課	○	○			病院 災害対策室
各診療科	○				病院 災害対策室
中央診療部	○	○			病院 災害対策室
看護部	○	○	○		病院 災害対策室
医学部事務部 各課	○	○		○	医学部 災害対策室
医学部 基礎科学	○	○			医学部 災害対策室
医学部 基礎医学	○	○			医学部 災害対策室
看護学部 事務部各課	○	○		○	看護学部 災害対策室
法人本部 各室	○	○			法人本部 災害対策室
総合学術情報センター 総務広報課 研究支援課 加齢医科学研究所 分子医科学研究所 総合医学研究機構 研究創出支援センター 災害医療研究センター 国際交流センター 保健管理センター 運動療育センター事務室 薬毒物分析センター 学際的痛みセンター シミュレーションセンター IR室	○	○			法人本部 災害対策室

職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

災害対策本部長 殿

所 属	責 任 者	報 告 者	報 告 年 月 日	報 告 時 間
			年 月 日	時 分

所 属 職 員 数		名	
出 勤 者 数		名	
※ 負 傷 者 等	死 亡	名	
	重 症	名	
	中 等 症	名	
	軽 症	名	
	行 方 不 明	名	
	計	名	
自 宅 待 機 者 等		名	
連 絡 不 通 者		名	

※空欄に負傷者等の氏名を記入してください。

被害状況報告書

被 害 状 況 報 告 書

災害対策本部長 殿

所 属	責 任 者	報 告 者	報 告 年 月 日	報 告 時 間
			年 月 日	時 分

被 害 状 況					
電 気	停 電	非常電源作動	照明器具破損	そ の 他	
	有 ・ 無	可 ・ 否	有 ・ 無		
上 水 道	断 水	濁 り	水 漏 れ	そ の 他	
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
下 水 道	排 水	天井漏れ	床 漏 れ	そ の 他	
	可 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無		
ガ ス	漏 れ	元栓締め		そ の 他	
	有 ・ 無	可 ・ 不可			
室内の損傷	天 井	床	壁	窓ガラス	そ の 他
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
避難路確保	非常口開放	非常階段使用	障害物撤去	防 火 扉	そ の 他
	可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可	稼働 ・ 不可	
医療用酸素	供 給	漏 れ	漏れの程度	シャットオフバルブ	そ の 他
	有 ・ 無	有 ・ 無	大 ・ 中 ・ 小	可 ・ 不可	
設 備 1	院 内 電 話	ナースコール	非 常 放 送	そ の 他	
	可 ・ 不可	可 ・ 不可	入 ・ 断		
設 備 2	(各部署における特殊設備の損傷程度を記入)				
医 療 機 器	(各部署における特殊機器の損傷程度を記入)				
そ の 他					

総 合 評 価	被害無し				
	被害有り	使用可 ・ 一部修理にて使用可 ・ 使用不可			

※この報告書は、発災後直ちに災害対策本部室または病院災害対策室へ 届ける。

## 患者状況報告書

災害対策本部長 殿

所属	責任者	報告者	報告年月日	報告時間
			年 月 日	時 分

		病 棟	備 考
A	稼働病床数	床	
B	入院患者数 (D~Iの合計)	名	
C	入院可能病床数 (A - B)	床	
D	死亡患者 (黒)	名	
E	重症患者 (赤)	名	
F	中等症患者 (黄)	名	
G	軽傷患者 (緑)	名	
H	行方不明者	名	
I	外泊者	名	
その他 (特別面会人など)		名	

※ 備考欄に負傷者等の氏名を記入してください。

## 学 生 状 況 報 告 書

災害対策本部長 殿

所属	責任者	報告者	報告年月日	報告時間

学生数		名			
出席者数		名			
欠席者数	死亡	名			
	重症	名			
	軽症	名			
	行方不明	名			
	計	名			
自宅待機者等		名			
連絡不通者		名			





## 6 消防庁 防災マニュアル —震災対策啓発資料抜粋—

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

### (1) 一般住宅・自宅での基本的事項

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。  
また、頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待ちましょう。

- 突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の身を安全に守れるように心がけましょう。
- 戸を開けて、出入り口の確保をしましょう。
- 棚や棚に乗せてあるもの、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待ちましょう。
- あわてて戸外に飛び出さないようにしましょう。



### (2) 職場

職場ではキャビネットや棚、ロッカー、コピー機などから離れ、頭部を守り、机の下に隠れるなど身を守りましょう。

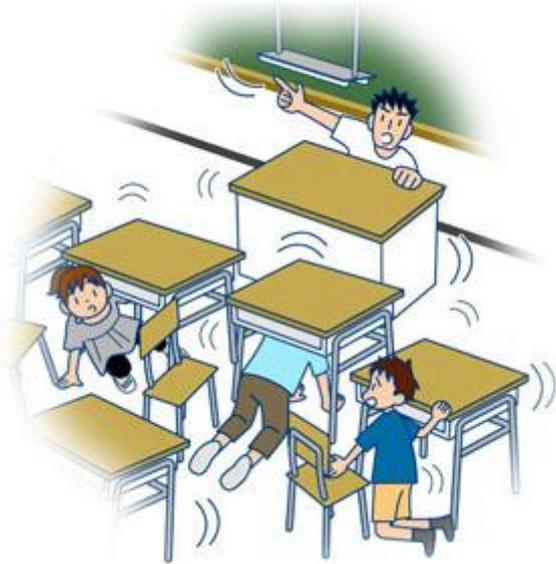
- 窓ガラスが割れることがあるので、窓際から離れましょう。
- OA機器などの落下に注意しましょう。
- 常日頃から整理整頓をするなど職場環境をよくしておきましょう。
- 外へ逃げるときは落下物などに注意し、エレベーターは使わないようにしましょう。



### (3) 学校

教室では、机の下に潜って落下物などから身を守り、慌てて外に飛び出すなど勝手な行動はせずに、教職員の指示に従いましょう。

- 廊下、運動場、体育館などでは、中央部に集まってしゃがみましょう。
- 実験室などで薬品や火気に注意し、避難しましょう。
- 通学路が危険なこともあるので、勝手に帰宅しないようにしましょう。



### (4) エレベーター

全ての階のボタンを押し、最初に停止した階でおりるのが原則ですが、停止した階で慌てておるのではなく、階の状況を見極めるのも大切です。

- 地震の時は同様に閉じこめられている人も大勢いると予想されます。救助にすぐに駆けつけてくれるとは限りません。
- エレベーターに閉じこめられても、焦らず冷静になって「非常用呼び出しボタン」等での連絡を取る努力をしましょう。



## (5) 運転中の場合

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

### ●揺れを感じたら

1: 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかり握り、前後の車に注意しながら徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車します。

2: エンジンを切り、揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオから情報を入手します。

3: 避難の必要がある場合は、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉めます。

4: 連絡先を見えるところに書き、車検証などの貴重品を持ち、徒歩で避難します。

●車での避難は、緊急自動車などの妨げになりますのでやめましょう。

●高速道路では、普通の道路を走行中の対処に加え、以下の点にも留意しましょう。

○高速走行しているのでハザードランプを点灯させ、前後の車に注意を喚起します。

○高速道路では約1kmごとに非常口が設けられており、ここから徒歩で地上に脱出することができます。



## (6) 救出・救護 ・初期消火

強い揺れではまず身の安全を確保してから火を消しましょう。

- 大きな揺れの時は、一度机の下などに身を伏せ、揺れが収まるのを待ってから火を消しましょう。

- 火災になった場合は、周りの人に大きな声で助けを求めるとともに、手近にある消火器などで初期消火をしましょう。

- もし初期消火ができず天井まで火が広がってしまったら、自分や他の住人の安全を確保するとともに、消防隊や消防団へ助けを求めてください。

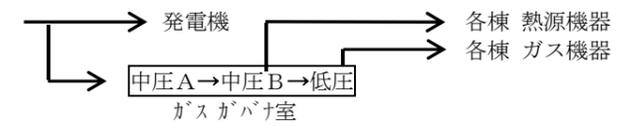
- 消防隊が到着するまで、近所の人たちや自主防災組織の人などと協力して、近隣の住民（特に子供や高齢者などの要援護者）の避難を確認し、バケツリレーなど火災の延焼阻止を試みましょう。



## 7 日頃の備え

### (1) ライフライン

#### 各ライフラインの現状と災害時における影響

種別	設備概要（現状）	災害発生時の影響等	災害発生時の措置
電気	<p>中部電力から、2回線で受電しており、受電回線側が停電して、予備回線側に電源が有れば、予備回線側に自動的に切替るシステムである。</p> <p>停電時のバックアップ用電源として、非常用ガスタービン発電機を5台保有している。</p> <p>中央棟用 非常用発電機 GT-1（灯油焚）2,000kW, GT-2（ガス・灯油焚併用型）2,000kW C棟用 非常用発電機 G-2（灯油焚）600kW D棟用 非常用発電機 G-3（灯油焚）600kW 総合実験研究棟用 非常用発電機 G-5（灯油焚）300kW</p>	<p>中央棟用の非常用発電機 GT-2(ガス・灯油焚併用型)は、ガス専用導管（中圧A）からの供給のため信頼性が非常に高く、数日間の連続運転が可能である。</p> <p>また、非常用発電機 GT-1(灯油焚)は10万Lの地下タンクより燃料を供給して、72時間以上の連続運転が可能である。</p> <p>C棟、D棟用の非常用発電機は同期運転（2台並列運転）が可能であり、総発電能力は1,200 kW となり、油の備蓄量は2,430Lで連続運転は3時間程度である。（地下タンク増設計画中、燃料備蓄量24時間分確保する）</p>	<p>停電時は、自動的に非常用発電機が起動して電気を送電するが、切替らない場合は、マニュアル操作にて切替送電する。</p> <p>中央棟非常用発電機 GT-1 が停止した場合は、GT-2 から最重要系に送電切替する。 中央棟非常用発電機が2台共停止した場合は、中部電力、トーエネックに電源車を要請して、電源車接続箱からUPS回路に送電する。 また、昼間は、立体駐車場棟屋上に設置の太陽光発電設備(50kW)からの電源を利用する。（分電盤設置場所：防災センター、中央監視室）</p> <p>大学本館に災害対策本部が設置された場合は、D棟用の発電機から大学本館へ送電する。（学内LANサーバ、照明、コンセント等）</p>
水道	<p>上水は立駐棟東屋外に500 m<sup>3</sup>(215+215+70)の受水槽があり、ポンプにて中央棟、C棟、D棟の高架タンクに補給して配水している。各棟の高架タンク容量は、中央棟48 m<sup>3</sup>、C棟38 m<sup>3</sup>、D棟18 m<sup>3</sup>である。大学本館、基礎科学棟、看護学部棟は、D棟の高架タンクから、研究棟は、C棟の高架タンクを経由してそれぞれ給水しており、総合実験棟、体育館は、加圧ポンプにて供給している。</p> <p>井水は、トイレ洗浄水・空調の冷却水等に使用しており、本学構内には4本の井戸が有り、その総揚水量は102 m<sup>3</sup>/hで、この内停電時に使用できる井戸は3本、揚水量は89 m<sup>3</sup>/hである。井水受水槽は、立体駐車場棟地下に920 m<sup>3</sup>がある。</p> <p>立体駐車場棟の地下には、井水が浄化できる非常用上水システム（処理能力：5 m<sup>3</sup>/h）を保有している。</p>	<p>上水断水時は受水槽と高架タンクの保有貯水量が給水できる容量となり、常時500 m<sup>3</sup>は確保されており、1日の平均使用量は350～400 m<sup>3</sup>であるので1日は確保できると思われる。</p> <p>また、病棟関連のみの給水とすれば1.5日程度、節水を強化すれば2日程度の確保は可能。（但し配管等の破損が無いとして…）</p> <p>井水は非常用発電機から電源供給していれば、70 m<sup>3</sup>/h程度確保できると思われる。（但し配管等の破損が無いとして…）</p>	<p>地震発生時は、感震器が作動して上水受水槽の緊急遮断弁が閉止するが、配管等の破断が無い場合は、緊急遮断弁を復旧させる。</p> <p>上水断水時は、上水の使用制限を行うと共に、長久手市に給水タンク車を要請する。</p> <p>また、非常用上水システムを稼働させ、井水を浄化し上水受水槽に貯蔵して使用する。但し、飲料用に使用する場合は、一度「煮沸」させる必要がある。</p>
排水	<p>排水下水橋2か所から、排水を公共下水に放流している。</p> <p>下水 No.1(排水量304 m<sup>3</sup>/日)・・・中央棟、立体駐車場 下水 No.2(排水量245 m<sup>3</sup>/日)・・・C棟、D棟、大学本館、研究棟、基礎科学棟、看護学部棟、総合実験研究棟、体育館、医心館、クラブハウス、保育所</p>	<p>浄化槽のポンプ故障やポンプ電源喪失により、浄化槽が機能しない場合は、排水の流出を制限する。</p>	<p>浄化槽のポンプ故障やポンプ電源喪失により、浄化槽が機能しない場合、復旧まで各浄化槽内の排水槽にて貯留する。 浄化槽以降の排水管等の破断の場合は、排水処理が完了している場合は、仮設ポンプにて河川放流する。</p>
ガス	<p>大学本館南側のガスガバナ室で、供給圧力を調整（中圧B、低圧）して、各棟にガスを供給している。</p> 	<p>ガス専用導管（中圧A）からの供給のため信頼性が非常に高いが、東邦ガスからのガス供給停止の場合は、ガスの備蓄設備は無いので、使用不能となる。</p>	<p>ガス配管が破断してガス漏れが発生した場合は、中央棟防災センターに設置の緊急遮断弁操作盤の遮断ボタンを押して、ガスの供給を停止する。</p> <p>ガス供給が停止した場合は、東邦ガスに移動式ガス発生装置※（PA）の設置を要請し、ガスガバナ室内の低圧ガスメーターに接続して、中央棟栄養部厨房にガスを供給する。 ※移動式ガス発生装置（PA）とは、プロパンガスと空気を混合させて安定したプロパンエアーガス（擬似的な都市ガス）を製造する装置。</p>
通信（電話）	<p>電話交換機設備は、停電後（無停電電源装置からの供給が停止してから）電話交換機内蔵の蓄電池により3時間ほど使用が可能である。また、信頼性向上のためシステムを冗長化している。</p> <p>中央棟では、内線電話のリスク分散のため、IP電話を設置している。（全体の約7割）</p> <p>契約電話回線は、アナログ代表回線16回線の他、光電話を病院系がKDDI18回線と大学系がNTT12回線契約しており、多回線化をしてリスク分散している。</p>	<p>電話交換機設備が故障した場合は、NTT側の給電によりアナログ11回線と救命ホットライン2回線は使用可能である。</p> <p>アナログ回線は、災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限（大規模災害時は約90%以上の制限）が実施されるが、災害時優先電話としてNTTのアナログ3回線及び公衆電話は、通信制限に関係なく優先使用が可能である。</p> <p>光電話（NTT、KDDI）には、通信制限は無いが、ネットワークの通信量が増大すると通話が出来なくなる可能性がある。</p>	<p>公衆回線電話網がすべて使用不能になった場合は、衛星携帯電話を使用する。（携帯電話は、使用できない可能性が高い。）</p>
医療ガス	<p>大学本館南側の液酸タンク（10 m<sup>3</sup>）より中央棟、C棟、D棟に医療用酸素を供給している。</p> <p>タンク満充填時は約1週間連続使用できる。</p>	<p>大学本館南側のマニホールド室に、液酸タンクバックアップ用の予備酸素ボンベがあり、約1日は使用できる。</p>	<p>液酸タンクから中央棟B1F医療ガス機械室間の酸素配管が破断した場合は、酸素ポンベを中央棟B1F医療ガス機械室内の酸素ヘッダーに接続して酸素を供給すると共に、エバ医療ガスに酸素ポンベの緊急手配をする。</p>
蒸気	<p>中央棟地下機械室に、貫流ボイラー3トン6台を設置している。その内2台がガス・灯油焚併用型で残り4台がガス焚である。</p>	<p>灯油又はガス供給が可能であれば、蒸気の供給は可能である。</p>	<p>停電時は、非常用発電機の燃料として灯油を優先して使用する必要があるため、ガス焚ボイラーを運転する。</p>

## (2)災害備蓄品

震災で被災地以外からの救援物資が大量に届き始めるのにおよそ3日かかると言われている。そのため、食糧の確保においても、自力で3日間は持ちこたえられるよう備える。

No	品名	用途	当日 (1,200名)	2日目 (1,000名)	3日目 (1,000名)	合計数量	必要数
1	保存水1.5L(8本入)	1人3L/日	3,600L	3,000L	3,000L	9,600L	800箱
2	缶入りカンパン(24缶入)	1人1缶/日	1,200缶	600缶	300缶	2,100缶	88箱
3	缶入りパン(24缶入)	1人1缶/日	1,200缶	600缶	300缶	2,100缶	88箱
4	レトルト食品(50袋入)	1人1袋/日	1,200袋	600袋	300袋	2,100袋	42箱
5	大型カンパン(64食×2缶入)	1人1食/日	—	1,200食 (400名×3食)	2,100食 (700名×3食)	3,300食	26箱
6	ビスコ(60袋入り(15枚入り))	補助食	860袋	860袋	860袋	2,580袋	43箱

※本学は愛知医大サービズ株式会社と「大規模災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」を締結

### (3) 安否確認システム

#### 1 事前操作（メールアドレス・電話番号等の登録）

(1) メールアドレス等を登録するため、インターネットを利用して <https://www.e-kakushin.com/login> / に接続し「ログイン」ボタンを押します。



企業コード : 623311  
ユーザーID : 職員番号（「a」は含まない）  
初期パスワード : 企業コード  
を入力し、「ログイン」ボタンを押します。

#### (2) 初期パスワードの変更

[本人情報] タブを選択し初期パスワードを変更します。変更後、[完了] 画面が表示されるので、「戻る」ボタンを押し、[メニュー] 画面に戻ります。

#### (3) メールアドレスの登録

ア) 操作中の携帯電話のメールアドレスを登録する場合

- ① 「連絡先」→「アドレス登録」を選択すると、自動的にメール送信機能が立ち上がりますので、件名を変更せず空メールを送信します。
- ② 【連絡先登録結果】メールが届いたら、「戻る」を押し、再度「連絡先」を選択します。登録されたメールアドレスが表示されていれば連絡先の登録完了です。

イ) 直接入力を利用して連絡先を登録する場合

- ① 「連絡先」を選択し、画面を一番下までスクロールし「変更」ボタンを押し、次の項目を入力後「更新」ボタンを押します。  
・連絡先（メールアドレス/電話番号）
- ② 「メールアドレスが更新されました。アドレス確認メールを送信しますか？」のメッセージが表示されるので、「OK」ボタンを押します。登録したメールアドレスへアドレス確認メールが送信されますので、確認メールが届くことを必ず確認してください。

ウ) 以降次の項目についても「イ）」と同様に登録できますが、これは任意です。

- ・居住地/勤務地
- ・パスワード忘れの質問と回答

(4) 確認メールが届かなければ、再度(3)からやり直してください。（やり直しても届かない場合、「迷惑メール対策」の設定がされている可能性がありますので、現在の設定内容を確認して下さい。）

**※登録いただいたメールアドレス等の情報は、管理者であっても閲覧できません。**

#### 2 安否確認情報の発信

##### (1) 登録者の場合

- ① セコム安否確認サービス株式会社から安否確認のメールが届きます。

セコム安否確認サービス株式会社  
20XX年XX月XX日 00時00分  
〇〇地域 震度5強 の地震が発生しました。

■インターネットで報告  
\*下記の URL からアクセス  
<http://www.e-kakushin.com/eanpi/SimLogin...>

■電話で報告  
0422-35-3600

◇地震情報を確認  
<http://info.e-kakushin.com/Equake/...>

■トップメニュー  
<http://www.e-kakushin.com/login>

セコム安否確認サービス



- ② インターネットで報告する場合、URL をクリックすると登録フォームが開きます。安否に関する情報を入力し、送信してください。

本人の安否  
●安全 ○軽傷 ○重傷

出社可否  
○不可  
●概ね1時間以内  
○概ね3時間以内  
○出社済  
○その他

家族の安否  
○不明 ●全員無事  
○負傷者あり ○不明者あり  
○重大事故あり

家屋の状況  
○不明 ●無事  
○半壊 ○全壊

コメント

##### (2) 未登録者が自主報告する場合

電話で報告する場合は、**0422-35-3600** に電話すると音声ガイダンスが流れますので、ガイダンスに従って操作してください。（企業コードとユーザーIDが必要になります。）

※電話の場合は、「本人の安否」と「出社可否」について報告できます。

(4) 災害用伝言ダイヤル（171） —NTT HomePage から—

災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

加入電話（プッシュ回線，ダイヤル回線），公衆電話，ISDN，災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることをご利用いただけます。

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

利 用 方 法	
<p><b>伝言の録音方法</b></p> <p>171にダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p>1をダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p>自宅の電話番号を 市外局番からダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p><b>録音（30秒以内）</b></p>	<p><b>伝言の再生方法</b></p> <p>171にダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p>2をダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p>安否を確認したい人の電話番号を 市外局番からダイヤル ↓ ガイダンスが流れます</p> <p><b>再生（伝言の保存期間は48時間）</b></p>

\*災害用伝言ダイヤルのほか、災害用伝言板など各種サービスがそれぞれの携帯電話に応じて用意されていますので、いざという時のために、自分の携帯電話等で利用できるサービスを事前に確認しておくとう便利です。

(5) アクションカード

地震だ！ その時、あなたは何をしますか？

各所属（各班）で、「その時」のために何をすべきか話し合いながら、各自のアクションカードを作成しましょう。

アクションカード（記載例）

所属	〇〇課	班 長	〇〇課長
		副班長	〇〇 〇〇
班名	学生対策班	班 員	〇 名 (班長，副班長を含む)

<b>所属としての行動計画</b>	所属として何をすべきか各所属の特性を考慮して具体的に記入
1 所属職員の安否確認	
2 所属職員の参集可否の確認	所属緊急連絡表により，〇〇が安否確認及び参集可否の確認を行う。
3 職場等の被害状況確認	〇〇が△△（場所）の被害状況を確認する
4 災害対策室への各種報告	〇〇が各種報告書を取りまとめ報告する。
5 研究資機材の安全確保	〇〇が△△（場所）の安全状況を確認し，2次被害防止に努める。
<b>学生対策班としての行動計画</b>	班編成及び役割において定められた事項を参考に記入
1 学生の安否確認と被災状況の調査を行う。	
2 学生避難所を設置する。	
3 クラブハウスの安全確認と被災状況の調査を行う。	
4 授業再開のスケジュール等を教授と学生へ伝達する。	

私の行動計画 氏 名 ( 〇〇 〇〇 )

<p><b>[予知情報発令時]</b></p> <p>情報収集と情報共有を図り，役割分担する。</p> <p>避難経路を確保する。</p> <p>避難場所を確認する。</p> <p>研究資機材の使用を止め，安全を確保する。</p> <p>火気・危険物の使用を止め，安全を確保する。</p> <p>非常持出の準備をする。</p>
<p><b>[災害発生時]</b></p> <p>身の安全を確保する。</p> <p>家族の安否，被害を確認する。</p> <p>職場・職員の安否・被害状況を把握し，災害対策室に報告する。</p> <p>災害対策室の指示に基づき，学生対策班の業務に従事する。</p>

## アクションカード

所属		班 長	
		副班長	
班名		班 員	名 (班長, 副班長を含む)

**所属としての行動計画** 所属として何をすべきか各所属の特性を考慮して具体的に記入

**( ) 班としての行動計画** 班編成及び役割において定められた事項を参考に記入

**私の行動計画** 氏 名 ( )

[予知情報発令時]

[災害発生時]